

# 社団法人 茨城県建築士会定款

昭和35年 1月22日 認可  
平成5年 5月20日 一部改正  
平成10年 5月26日 一部改正  
平成16年 5月25日 一部改正  
平成17年 5月20日 一部改正  
平成21年 5月28日 一部改正  
平成22年 5月28日 一部改正

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、会員の協力によって建築士の業務の進歩改善と建築士の品位の保持向上を図り建築文化の進展に資するを以て目的とする。

(組織)

第2条 本会は、茨城県内に居住または勤務する建築士並びに建築士になろうとする者及び本会の主旨に賛同する者をもって組織する。

(名称)

第3条 本会は、社団法人茨城県建築士会という。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築士の業務の進歩改善に関する調査研究並びにその促進。
- (2) 特殊建築物の定期報告に関する業務の促進。
- (3) 建築士法に規定する建築士登録等事務。
- (4) 建築士への建築技術に関する研修。
- (5) 会員の品位の保持向上に関する施策。
- (6) 会員の指導及び連絡に関する事務。
- (7) 建築士制度の普及、宣伝並びにその改善。
- (8) 第1条の目的を達成するため、茨城県または公益法人等から委託される事業。
- (9) 前各号に関する印刷物の刊行並びに頒布。
- (10) その他本会の目的を達成するに必要な事業。

(事務所)

第5条 本会は、事務所を水戸市に置く。

(支部)

第6条 本会に支部を置くことができる。

ただし、新たに設ける場合及び廃止する場合は理事会の承認を得なければならない。

2. 会員はいずれかの支部に属さなくてはならない。

(賛助会員を除く。)

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第7条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 賛助会員

(正会員)

第8条 正会員は、建築士法第2条第1項による建築士とする。

2. 正会員のうち、会員資格を継続して20年以上、かつ、年齢満70歳以上の者は終身会員となることができる。

(準会員)

第9条 準会員は建築士になろうとするもので本会の承諾を得たものとする。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、企業又は団体で本会の事業を賛助するものとする。

(入会)

第11条 会員になろうとする者は、入会申込書(別記様式)に所定の入会金を添えてこれを会長に提出しなければならない。

(入会金)

第12条 入会金は次の通りとする。

正会員 2,000円

準会員 1,500円

賛助会員 10,000円

(会費)

第13条 本会の会費は別途会費徴集規程の定めるところによる。

(退会)

第14条 退会しようとする者は所属支部を経由し、その旨会長に届出なければならない。

2. 退会は届出の月末とし、それまでの期間の会費を完納しなければならない。

3. 会員は次の場合は退会とみなす。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 会員が建築士の資格を喪失したとき。

(除名)

第15条 会員で次の各号の1に該当する者は理事会の決議を経て除名することができる。

- (1) 本会の秩序を乱した者。
- (2) 本会の名誉を毀損した者。
- (3) 会費を1年以上滞納した者。

2. 前項により除名された者がその決定に異義があるときは、決定の日から20日以内に書面をもって会長に申し立てることができる。

## 第3章 役 員

(役員)

第16条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 5名以内

専務理事 1名

常務理事 6名以内

理 事 30名以上40名以内

(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)

監 事 4名

2. 会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事は民法上の理事とする。

(任期)

第17条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠の役員の任期は前任者の残存期間とする。

2. 補欠又は増員のために選任された役員の任期は前任者又は前任者の残任期間とする。

(会長)

第18条 会長は本会を代表し、会務を総理し各会議の議長となる。

(副会長)

第19条 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその1名が会長の職務を代行する。

(理事)

第20条 理事は会長の命を受けて会務を処理する。

(専務理事)

第20条の2 専務理事は会長の命を受けて事務局を掌理する。

(常務理事)

第21条 常務理事は会長の命を受けて会務を分掌する。

(監事)

第22条 監事は民法第59条の職務を行うものとし他の役員を兼ねることができない。

(顧問、相談役、名誉会長)

第23条 本会に顧問、相談役及び名誉会長を置くことができる。  
2. 前項の顧問及び相談役は本会の運営その他必要な事項について会長の相談に応ずる。  
3. 名誉会長は理事会に出席して意見を述べることができる。  
4. 顧問、相談役及び名誉会長は理事会に諮り会長が推薦する。  
5. 顧問、相談役及び名誉会長の任期は、これを推薦した会長の任期とする。  
(役員を選出)

第24条 理事は正会員の中から総会でこれを選出する。  
2. 会長、副会長及び常務理事は理事の互選とする。  
3. 専務理事は正会員又は正会員以外の者から総会において選出する。  
4. 監事は正会員及び正会員以外の者から総会において同数ずつ選出する。

## 第4章 会 議

(会議)

第25条 本会の会議は次の3種とする。  
通常総会 臨時総会 理事会

(通常総会)

第26条 通常総会は毎年5月に開催するものとし会長がこれを招集する。

(臨時総会)

第27条 臨時総会は理事会が必要と認めるとき会長がこれを招集する。

(理事会)

第28条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成し、監事はこれに出席して意見を述べることができる。なお、理事会は会長が必要と認めるときこれを招集する。

(総会の議事)

第29条 通常総会及び臨時総会は次のことを決める。

- (1) 定款の設定並びに変更に関する事。
- (2) 事業計画、収支予算及び決算に関する事。
- (3) 基本財産に関する事。
- (4) その他理事会で必要と認められた事。

(議事録)

第30条 議長は総会の議事について議事録を作らなければならない。

2. 議事録には次の事項を記載し、議長及び議長が指名する正会員2名がこれに署名・捺印しなければならない。

- (1) 総会の種類
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 会員の総数
- (4) 出席会員の数及び委任状の数
- (5) 議事要項
- (6) 議決した要項

(理事会の議事)

第31条 理事会は次のことを決める。

- (1) 事業の執行に関する事。
- (2) 会員の入会又は除名に関する事。
- (3) 財産の管理に関する事。

- (4) 支部の設置及び廃止に関する事。
- (5) 定款施行に必要な規則の設定並びに変更に関する事。
- (6) その他会務執行上必要な事。

(会議の成立)

第32条 総会は正会員の5分の1以上、理事会は構成員の3分の1以上の出席をもって成立しすべてその過半数をもって議事を決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(議決権の委任)

第33条 正会員は総会における議決権を有し他の出席正会員にこれを委任することができる。

2. 議決権の委任方法は委任状を用いなければならない。
3. 前項の規程による委任に限りこれを出席とみなす。

## 第5章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第34条 本会の事業推進をはかるため、理事会の承認を得て部会及び委員会を置くことができる。

2. 部会及び委員会の規程は別に定める。

## 第6章 事 務 局

(事務局)

第35条 本会に本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には事務局長及び職員若干名を置く。
3. 事務局長及び職員の罷免は理事会の同意を得て会長が行う。
4. 事務局長は理事をもって充てることができる。
5. 事務局長及び職員は有給とする。
6. 前5項に定めるもののほか事務局に関する事項は会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(基本財産)

第36条 本会に基本財産を置く。

2. 基本財産は基本財産に指定された寄付金及び総会で編入の決議をしたものでこれを構成する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、会費及びその他の収入でこれを支弁する。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し4月1日より通常総会の終了に至る間は前年度の予算の基準を使用することができる。

(財産の不配当)

第39条 本会の収入及び財産は、これを会員に配当することができない。

(解散)

第40条 本会が解散するときは、その精算方法は解散を決議する総会において定める。

(規則の制度)

第41条 この定款施行に必要な規則は別にこれを定める。

## 付 則 (略)

# 社団法人茨城県建築士会委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本会の目的達成と、事業活動の効率増進及び円滑な会務運営のために定める。

(委員会の設置)

第2条 会長は理事会の議を得て次の委員会を設置し、各委員会は、担当事項の調査企画、実行等に当る。

- 1 総務・企画委員会
- 2 研修委員会
- 3 会員委員会
- 4 情報・広報委員会
- 5 まちづくり委員会
- 6 CPD委員会

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長が指名する。
- 3 委員長は必要に応じ、委員会の議を得て、当該委員会に小委員会を設けることができる。
- 4 委員長は、前項により小委員会を設けたときは、すみやかに会長に報告しなければならない。

(委員の委嘱)

第4条 委員長、副委員長および委員は、会員の中から、会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は会長の需めのある場合、又は必要あるときは随時開催する。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、それぞれ所管事項について、会長の諮問に応じ、または事業の推進にあたる。

- 2 小委員会は、該当委員長の指示をうけて、専門的事項について調査、研究をおこなう。

(所管事項)

第7条 委員会の所管事項は次のとおりとし、所管事項が複数の委員会にわたるときは、関係委員会で協議する。

- ① 総務・企画委員会
  - ア 本会の運営に関する事
  - イ 本会の財政に関する事
  - ウ 総会・理事会等会議に関する事
  - エ 定款・諸規程の改廃および見直しに関する事
  - オ 事務局の運営に関する事
  - カ 建築士会全国大会への参加促進に関する事
  - キ エコプロジェクトの企画・運営に関する事

- ク 国家褒章等の上申（連合会長を含む）に関する事
- ケ 行政・建築関連諸団体に関する事
- コ 建築士会の組織の見直しに関する事
- サ 建築士業務の適正運営の推進に関する事
- シ 新規事業の企画・立案に関する事

## ③ 研修委員会

- ア 建築士試験の実施受託に関する事
- イ 建築士法第22条第2項の指定講習会の開催に関する事
- ウ 建築基準法改正に伴う講習会・研修会の開催に関する事
- エ 研修会、勉強会の実施に関する事
- オ 建築関連図書販売に関する事
- カ 住宅相談・建築パトロールに関する事

## ④ 会員委員会

- ア 会員増強運動に関する事
- イ 建築士の日の事業の推進に関する事
- ウ 会員名簿の企画・編集・発行に関する事
- エ 会員証の作成に関する事
- オ 会員の福利厚生事業に関する事
- カ 見学会の実施に関する事

## ⑤ 情報・広報委員会

- ア 会報の企画・編集・発行に関する事
- イ 情報の収集・支部との情報交換及び広報に関する事
- ウ パソコン通信ネットワーク及びホームページに関する事
- エ 災害発生時支援活動の検討及び準備に関する事
- オ 応急危険度判定士の講習会・登録・認定に関する事

## ⑥ まちづくり委員会

- ア まちづくり事業の推進に関する事項
- イ 地域貢献活動の推進に関する事

## ⑦ CPD委員会

- ア 建築士の継続能力開発の推進に関する事
- イ CPD認定プログラム等の広報・情報提供に関する事
- ウ CPD単位のカリキュラム等の認定に関する事
- エ バーコードシールの発行・管理に関する事
- オ その他、関係団体との情報交換に関する事

付 則

この規程は、平成11年4月1日から実施する。  
平成15年4月1日一部改正  
平成16年4月1日一部改正  
平成22年4月1日一部改正

# (社) 茨城県建築士会青年部会規程

(名称)

第1条 この部会は、社団法人茨城県建築士会（以下「本会」という。）青年部会という。

(目的)

第2条 この部会は、本会の目的に基づいて、会員相互の技術の向上と親睦をはかり、社会とのつながりを深め、会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この部会は、前条の目的を達成するために必要な各種の事業を行う。

(構成)

第4条 この部会の会員は、本会の会員で満40歳未満のものとする。

(役員)

第5条 この部会には、次の役員を置く。

- 部 長 1名
- 副 部 長 2名
- 常任幹事 4名以内
- 幹 事 25名以内（部長、副部长、常任幹事を含む）

第6条 役員は、部会員が候補者を選出し、本会理事会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第7条 部長は、この部会を代表し部会を運営する。

2. 副部长は部長を補佐し、部長に事故あるときは部長の会務を処理する。
3. 常任幹事は部長・副部长を補佐し、部会の会務を処理する。

4. 役員は、役員会を構成し、部会の運営をはかる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。

2. 任期中に年齢制限に達した場合にはその任期終了まで部会員の資格を延長する。

(相談役)

第9条 この部会は、本会理事会の承認を得て相談役をおくことができる。

2. 相談役は、役員会にはかり、部長が推薦するものとする。

3. 相談役は、部会の運営その他必要な事項について、部長の相談に応ずる。

(会議の種類)

第10条 会議は、部会総会、役員会及び常任幹事会とする。

(総会)

第11条 部会総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年1回、臨時総会は必要に応じて部長の申請により会長（茨城県建築士会々長）が招集する。

(総会の議案)

第12条 部会総会の議案は、事業計画および会計報告その他役員会で必要と認められた重要事項とする。

(総会の議事)

第13条 部会総会は、出席会員により行い、決議は出席者の過半数により決する。

(会議の招集)

第14条 会議は、部長が招集し役員会は隔月1回、常任幹事会は必要に応じて開くものとする。

(事業の承認及び報告)

第15条 本部会の行う事業は、すべて役員会の審議を経て、本会理事会の承認を得なければならない。部長は、本部会の事業の実施状況及び会計につき、理事会に報告しなければならない。

(経費の支弁)

第16条 この部会の経費は、本会の交付金その他により支弁する。

(事務所)

第17条 この部会の事務所は、茨城県建築士会事務局内に置く。

(定款準用事項)

第18条 この規程に定める以外の事項については、本会の定款ならびに細則その他の補足規程を準用する。

(会則の変更)

第19条 この部会の規程は、役員会の決議により理事会の承認を得て変更することができる。

(附則)

この部会の規程は、昭和50年9月16日よりこれを施行する。

昭和56年6月23日 一部改定

昭和60年2月27日 一部改定

平成16年4月1日 一部改正

## 社 茨城県建築士会女性部会規程

(名称)

第1条 この部会は、社団法人茨城県建築士会（以下「本会」という）女性部会と称する。

(目的)

第2条 この部会は、本会規約に定める目的にもとづいて、会員相互の交流と親睦を深めるとともに知識、技術の向上と社会的地位の確立、会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この部会は、前条の目的を達成するために必要な各種の事業を行う。

(構成)

第4条 この部会は、本会の会員である女性建築士をもって構成する。

(役員)

第5条 この部会には、次の役員をおく。

部長 1名

副部長 2名

常任幹事 4名

幹事 15名以内（部長、副部長、常任幹事を含む）

(役員選任)

第6条 役員は、部会員が候補者を選出し、本会理事会の承認を得るものとする。

2. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

3. 役員に欠員が生じた時は、役員会において候補者を選出し、本会理事会の承認を得るものとする。但し、その任期はその残任期間とする。

(役員職務)

第7条 部長は、この部会を代表し部会を運営する。

2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは部長の会務を処理する。

3. 常任幹事は部長、副部長を補佐し、部会の会務を処理する。

4. 役員は、役員会を構成し、部会の運営をはかる。

(相談役)

第8条 この部会には、本会理事会の承認を得て相談役をおくこと

ができる。

2. 相談役は、役員会にはかり、部長が推薦するものとする。

3. 相談役は、部会の運営その他必要な事項について、部長の相談に応ずる。

(会議の種類)

第9条 会議は、部会総会、役員会及び全体会議とする。

(総会)

第10条 部会総会は、通常総会とし、本会通常総会に於いて行う。

(総会の議案)

第11条 部会総会の議案は、事業計画および会計報告その他役員会で必要と認められた重要事項とする。

(会議の招集)

第12条 役員は、部長、副部長、常任幹事、幹事で構成し部長が随時招集する。

2. 全体会議は必要に応じて部長が招集する。

(事業の承認と報告)

第13条 本部会の行う事業は、すべて役員会の審議を経て、本会理事会の承認を得るものとし、事業執行結果についても報告するものとする。

(経費の支弁)

第14条 この部会の経費は、本会の交付金、その他によって支弁する。

(準用規程)

第15条 この規程に定める以外の事項については、本会の定款並びに細則その他の補足規程を準用する。

(規程の変更)

第16条 この規程は、全体会議の決議により、本会理事会の承認を得て変更することができる。

### 付 則

1. この規程は、平成3年4月1日から施行する。

平成16年4月1日一部改正。

# 社団法人 茨城県建築士会賛助会運営要領

## 第1 名 称

この会は、社団法人茨城県建築士会賛助会（以下「賛助会」という）という。

## 第2 目 的

賛助会は、社団法人茨城県建築士会（以下「士会」という）の賛助会員として士会の事業の遂行に協力し、且つ賛助会員相互の業務の拡大発展と親睦を図ることを目的とする。

## 第3 事 業

賛助会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1)士会事業活動に対する協力
- (2)業務発展に関する広報、啓発、交流
- (3)士会に対する情報・意見の交換
- (4)その他、この会の目的を達成するために必要な事業

## 第4 賛助会員

士会の趣旨に賛同し事業に協力しようとして入会した個人または法人を会員とする。

## 第5 幹 事

賛助会は次の幹事を置く。

- (1)代表幹事 1名
- (2)副代表幹事 3名以内
- (3)幹 事 20名以内（代表幹事・副代表幹事含む）

## 第6 幹事の選任

1. 幹事は、全体会議において選任する。
2. 代表幹事、副代表幹事は、幹事の互選とする。

## 第7 幹事の任期

幹事の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

## 第8 相談役

1. この会は、相談役を置く事ができる。
2. 相談役は、この会に特に貢献した者を、代表幹事の推薦により、全体会議の承認によって、代表幹事が委嘱する。

## 第9 会 議

正会員とより密接な親交を深め事業の発展を図るため、全体会議の中で情報及び意見の交換努める。

## 第10 経 費

通信連絡、その他の事務に要する経費は、士会負担とするが、事業に要する経費または、懇親会等のための経費は、その都度別に徴収するものとする。

## 第11 補 則

1. 会運営に必要な事項は、幹事会において別に定める。
  - (1)賛助会の積極的な運営のため、幹事会の議を得て分科会を置くことが出来る。
  - (2)分科会の規程は別に定める。
2. 事業年度その他の事項は、社団法人茨城県建築士会の定款に従う。

## 附 則

この要領は、平成15年6月24日より実施する。

当初の幹事の任期は、第7の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

平成19年10月4日 一部改正（第11条の(1)と(2)を追加）

# 賛助会分科会運営規程

第1条 (趣旨) この規程は、賛助会の目的達成と、賛助会活動の効率化推進と円滑な会務運営のために定める。

第2条 (分科会の設置) 分科会は賛助会幹事会の議を得て、次の分科会を設置し、各分科会は、担当事項の調査・企画・事業推進にあたる。

- (1). 総務・会員分科会
- (2). CPD・建設フェスタ分科会
- (3). 情報・広報分科会

第3条 (分科会の構成) 分科会は委員長、副委員長、委員をもって構成する。

2. 委員長は、代表幹事が指名する。
3. 委員長は、必要に応じ、分科会の議を得て小委員会を設けることができる。
4. 委員長は、前項により小委員会を設けたときは、すみやかに代表幹事に報告しなければならない。

第4条 (委員の委嘱) 分科会の委員長、副委員長および委員は、会員の中から代表幹事が委嘱する。

第5条 (委員会の開催) 分科会は委員長が招集する。

2. 分科会は、必要に応じ開催し、委員長に事故ある場合は、副委員長が招集する。

第6条 (分科会の任務) 分科会は、それぞれの所轄事項について、会長、代表幹事の諮問に応じ、または事業の推進にあたる。

第7条 (分科会の所轄事項) 分科会は、それぞれの所轄事項は次のとおりとし、所轄事項が複数の分科会にわたる時は、関係分科会で協議する。

- (1). 総務・会員分科会
  - ①. 会員増強
  - ②. チャリティゴルフ大会
  - ③. 合同懇親納涼会
  - ④. ソフトボール大会
  - ⑤. 賀詞交歓会
  - ⑥. その他、他の分科会に属さない事項
- (2). CPD・建設フェスタ分科会
  - ①. CPD認定事業の推進
  - ②. 建設フェスタへの参加推進
  - ③. その他研修事業
- (3). 情報・広報分科会
  - ①. 通常総会参加・出展サービス
  - ②. 各種講習会会場での無料PR
  - ③. 格安同封サービスの活用推進
  - ④. 会報「けんちく茨城」への広告協力
  - ⑤. 情報の収集

## 附 則

この規程は、平成19年10月5日から実施する。

## (社) 茨城県建築士会表彰規程

第1条 本会の表彰は本会目的達成のため著しい貢献のあった個人に対して本規程により総会において表彰する。

第2条 表彰は下記の一に該当するものに対してこれを行なう。

- イ 本会会員にして、20年以上の在籍者で、かつ70歳に達したものの
- ロ 本部役員として、通年10年以上その任務、組織の発展に精励されたもの
- ハ 支部役員として、通年10年以上その任務、組織の発展に精励されたもの
- ニ 本部役員を退任したもの

ホ 本会発展に特に貢献したものの、但し、選考については理事会において決定する

ヘ 当該規程に該当したもので物故者となった者、又は年度内に物故者となったものの内、当該規程に該当する者には感謝状を贈呈する。

※本規程は、以前に表彰されたものは除く（但しホについてはこの限りではない）。また、「建築士のための指定講習会」を受講していない者は除く。

## (社) 茨城県建築士会会員増加優良支部表彰規程

第1条 この規程は、本会の会員増加優良対策として会員増加優良支部を表彰することに必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 表彰は次の各号の1に該当する支部に対して行う。

1.各支部の地域に所属する当該年度の一、二級、木造建築士試験合格者の60%以上の者が入会した支部、但し会員総数が増加している場合に限る。

この場合「地域に所属する」とは必ずしも居住地を有することにこだわらず、入会した支部を以って当人の「所属する地域」とみなすことができる。

2.毎年3月31日現在の会員数に対し翌年の3月31日現在の会員数が5名以上増加した支部、但し賛助会員で本部に登録されていないものは含まない。

第3条 表彰の方法は表彰状に記念品を添えて行うものとし、毎年通常総会に於いて行う。

### 付 則

この規程は昭和62年度から施行する。

## (社) 茨城県建築士会会費徴収規程

社団法人茨城県建築士会定款第13条の規程により会費及びその扱いについては次のように定める。

(会費)

第1条 本会に納める会員の会費は次のとおりとする。

正 会 員 月 額 (連合会費を含む)	1,000円	}	平成8年 4月から
準 会 員 月 額 ( " )	900円		
賛助会員 年間 (1口)	30,000円	}	平成15年 4月から
(入会金は、(1口以上) 10,000円)			

(終身会員)

第2条 終身会員の会費は次のとおりとする。

終身会員 65,000円

(会員証)

第3条 本会の会員に対しては会員証を交付する。

### 付 則

この規程は昭和46年4月1日より適用する。

昭和50年5月27日一部改正	
昭和52年4月	〃
昭和55年5月	〃
昭和60年5月	〃
平成8年4月	〃
平成11年4月	〃
平成15年4月	〃

## (社) 茨城県建築士会旅費規程

第1条 本会の役職員、その他の者が会務のため出張するときは、この規程により旅費を支給する。

第2条 旅費は一般旅費及び打切り旅費の2種とする。

第3条 旅費は交通費、日当及び宿泊料とし別表により支給する。

第4条 交通費については出張者の現住所（職員については事務所所在地）を起点として算出する。

第5条 長期にわたる出張、その他特別の場合は打切り旅費とすることができる。打切り旅費の額はその都度会長が決める。

### 付 則

この規程は昭和60年4月1日より実施する。

平成4年4月1日一部改正	
平成11年4月1日	〃
平成15年4月1日	〃
平成15年10月1日	〃
平成20年5月7日	〃

旅費支給内訳表

	区 分	内 訳	料 金	備 考
県外への場合	交通費	鉄 道 航 空 路 自 動 車 ほか	算出額 (実費)	新幹線・特急料金を含む。
	日 当	1日につき	役員 5,000円 課長・職員等は 3,000円	上級者に随行する場合は、上級者の額を支給する。
	宿泊料	六 大 都 市 その他の地域 (1泊につき)	15,000円 10,000円	
県内	役員・委員会及びその他の行事等へ出席する場合	開催市町村内の役員・委員・会員等		2,000円
		開催市町村以外の役員・委員・会員等		4,000円

※県外出張の場合、急行、特急料金等を支給する。

※役員会議の場合、打切り旅費とする。

会議開催地域 2,000円  
開催地以外 4,000円

※本会事業の場合打切り旅費とする。

※他団体が会議等を招集して旅費が支給される場合にはこの規定は、適用しない。

※事務局職員の県内業務おける旅費規定は別に定める。